

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 道路の供用を開始する件二件 三〇〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三〇〇

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更 三〇〇

- の認証の申請があった件 三〇〇
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を実施する件 三〇三
- 指定管理者を募集する件 三〇三
- 技能検定を実施する件 三〇三

### 福 島 県 病 院 局

- 平成十九年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 三〇五

## 告 示

### 福島県告示第六百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	いわき市田人町荷路夫字根室五〇番四六地先から 同 市田人町荷路夫字根室五〇番三六地先まで	平成一九年 九月四日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道霊山松川線	伊達郡飯野町大字青木字平石二一番一「地先から」 同 郡同 町大字青木字平石四番地先まで	平成一九年 九月四日

(道路領域道路企画グループ)

### 福島県告示第六百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 九浦2号
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結んだ線及び標柱三号から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件(昭和五十六年福島県告示第五百二十四号)で指定した境界線(標柱一号から標柱三号までを結んだ線)に沿って標柱一号に至る線に囲まれた土地の区域  
いわき市勿来町

九面九浦町 二十二番一

十四番一

八十五番一

一号

二号

三号

(河川港湾領域砂防グループ)

## 公 告

公告第五百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年八月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人後藤至誠記念会
- 三 代表者の氏名  
後藤 勝仁
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市安積町成田字漆山五十番
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び障害者に対して、自立更生等に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第五百六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定により、平成十九年度福島県工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。  
平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成十九年十月二日（火） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十月十五日（月） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十月三十一日（水） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十一月二十日（火） 午前九時十五分から午後五時まで	会津若松市 いわき市 福島市 郡山市
警報設備	平成十九年十月三日（水） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十月十六日（火） 午前九時十五分から午後五時まで	会津若松市 いわき市

避難設備・消火器	受 付 期 間	場 所
同 年十一月一日（木） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十一月二十一日（水） 午前九時十五分から午後五時まで	同 年十一月一日（木）から同年九月十八日（火）まで 同 年十一月二十一日（水）から同年十月一日（月）まで	福島市 郡山市
平成十九年十月四日（木） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十月十七日（水） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十一月二日（金） 午前九時十五分から午後五時まで 同 年十一月二十二日（木） 午前九時十五分から午後五時まで	同 年十月十七日（水）から同年十月十七日（水）まで 同 年十一月二日（金）から同年十一月六日（火）まで	会津若松市 いわき市 福島市 郡山市

二 講習会場は、受講票に記載して通知する。

二 受講対象  
甲種又は乙種の消防設備免状の交付を受けている者

三 受講手続

1 受講申請書

(一) 所定の受講申請書の用紙を使用すること。

(二) 受講申請書の用紙は、社団法人福島県消防設備協会、福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ及び各消防本部（署）で配布する。

2 提出先

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館  
社団法人福島県消防設備協会

(受講申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「消防設備士講習受講申請書在中」と朱書すること。)

3 受付期間

講習の場所	受 付 期 間
会津若松市 いわき市 福島市 郡山市	平成十九年八月二十八日（火）から同年九月十八日（火）まで 平成十九年九月十日（月）から同年十月一日（月）まで 平成十九年九月二十六日（水）から同年十月十七日（水）まで 平成十九年十月十六日（火）から同年十一月六日（火）まで

四 (郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)

受講手数料  
七千円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること（消印は

しないこと。）。  
五 その他

- 1 講習の全課程を受講した者には、当該講習の区分に係る消防設備士免状に講習を修了した旨を記載するので、消防設備士免状を持参すること。なお、遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。
- 2 納付された受講手数料は、返還しない。
- 3 講習及び受講手続の詳細については、講習実施要項を参照すること。なお、講習実施要項は、受講申請書の用紙を配布する場所において配布する。
- 4 受講申請書の請求を郵便によつてする場合、郵送料相当額の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封の上、社団法人福島県消防設備協会に対して行うこと。

（県民安全領域消防保安グループ）

公告第五百七号

福島県知的障害者援護施設条例（昭和四十八年福島県条例第十六号）第三条の規定により福島県矢吹しらうめ荘及び福島県矢吹しらうめ通勤寮の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

名 称	所 在 地	規 模
一 福島県矢吹しらうめ荘	福島県西白河郡矢吹町鍋内八十三番地	敷地面積 二万八千七百二十九平方メートル
二 福島県矢吹しらうめ通勤寮		延床面積 三千七百五十四・三八平方メートル

二 指定管理者が行う業務

1 福島県矢吹しらうめ荘の指定管理者が行う業務

- (一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定に基づき、十八歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うこと。
- (二) 居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により保護又は訓練を必要とする法第二条第一項第一号に規定する障害者等を施設において保護し、又は必要な訓練を行うこと（日中一時支援サービス）。
- (三) 福島県矢吹しらうめ荘の維持管理に関すること。
- (四) 福島県矢吹しらうめ荘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、福島県矢吹しらうめ荘の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 福島県矢吹しらうめ通勤寮の指定管理者が行う業務

- (一) 法附則第五十八条第一項の規定に基づき、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うこと。
  - (二) 福島県矢吹しらうめ通勤寮の維持管理に関すること。
  - (三) 福島県矢吹しらうめ通勤寮の利用料金の徴収に関すること。
  - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、福島県矢吹しらうめ通勤寮の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 三 指定管理者の指定予定期間  
平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（三年間）
- 四 業務に係る経費  
業務に係る経費に充てるため、利用料金を指定管理者の収入とし、及び県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に主たる事務所を有し、かつ、入所型の社会福祉施設を設置運営している社会福祉法人（以下「法人」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当する法人とする。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間  
平成十九年九月四日（火）から同年九月二十八日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 配布場所  
九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/shofuku/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 募集説明会（現地説明会）

平成十九年九月十二日（水）午後一時三十分から福島県矢吹しらうめ荘及び福島県矢吹しらうめ通勤寮において、募集説明会（現地説明会）を行う。  
なお、参加希望者は、平成十九年九月十日（月）午後五時までに九に掲げる問い合わせ先に電話で申し込むこと。

3 質問

福島県矢吹しらうめ荘及び福島県矢吹しらうめ通勤寮の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問を行い、回答を受けることができる。

(一) 受付期間

平成十九年九月十八日（火）から同年九月二十八日（金）まで

(二) 受付方法 電話、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先で受け付ける。

(三) 回答方法 質問者及び募集説明会（現地説明会）参加者全員に、電話、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出  
 指定管理者の指定を受けようとする法人は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書及び事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期限 平成十九年十月三日（水）午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期限までに必着のこと）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県保健福祉部自立支援領域障がい者支援グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎七階 電話〇二四一五二一七〇 ファクシミリ〇二四一五二一七九二九 メールアドレスshougaisashien@pref.fukushima.jp）  
 （自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第五百八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、平成十九年度技能検定試験（後期実施）を次のとおり実施する。  
 平成十九年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 実施職種

1 特級

鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業） 鑄造（鑄鋼鑄物鑄造作業） 工場板金（機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業） 機械検査（機械検査作業） 機械保全（機械系保全作業 電気系保全作業 設備診断作業） 電気機器組立て（シーケンス制御作業） 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業） プリント配線板製造（プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業） 鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業 鉄道車両点検・調整作業） 光学機器製造（光学機器組立て作業） 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業） 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業） 油圧装置調整（油圧装置調整作業） 農業機械整備（農業機械整備作業） 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業） 婦人子供服製造（婦人子供既製縫製作業） 和裁（和服製作作業） 石材施工（石材加工作業 石積み作業） 建築大工（大工工事作業） かわらぶき（かわらぶき作業） 配管（建築配管作業） 型枠施工（型枠工事作業） 鉄筋施工（鉄筋組立て作業） コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業） 防水施工（アスファルト防水工事作業 合成ゴムシート防水工事作業 塩化ビニルシート防水工事作業 改質アスファルトシート土工法防水工事作業） カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業） ガラス施工（ガラス工事作業） 機械・プラント製図（機械製図CAD作業） 塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械検査（機械検査作業） 電気機器組立て（シーケンス制御作業） 建築大工（大工工事作業） 配管（建築配管作業）

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日 平成十九年十二月三日（月）から平成二十年二月二十四日（日）までの間に於いて、福島県職業能力開発協会（四の2を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成十九年十一月二十六日（月）に協会の事務所に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成二十年二月三日（日）

(2) 一級、二級及び三級



検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工	平成二十年一月二十七日(日)
さく井 工場板金 鉄道車両製造・整備 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図	同 年二月三日(日)
铸造 機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造 和裁 建築大工 かわらぶき 塗装	同 月十日(日)

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号(〇二四)五二五―八六八一

3 受付期間

平成十九年十月一日(月)から同月十二日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月八日を除く。)

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

(1) 特級

一職種につき一万五千七百円とする。

(2) 一級、二級及び三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く。))若しくは職業能力開発総合大学の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生(以下「在校生等」という。))が受検する場合を除く。)

検 定 職 種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図	一職種につき一万五千五百円
機械検査 婦人子供服製造	一職種につき一万三千円
さく井 铸造 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 ガラス施工 塗装	一職種につき一万五千七百円

(3) 三級(在校生等が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
機械検査	八千七百円
電気機器組立て 建築大工 配管	一職種につき一万五百円

(二) 学科試験

一職種につき三千円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部労働領域技能振興グループ又は協会に問い合わせること。

(労働領域技能振興グループ)

## 福島県病院局

### 公告第6号

平成19年度福島県病院局育休任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成19年 9 月 4 日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種  
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員  
看護 30名程度  
助産 3名程度
- 3 試験期日  
平成19年10月7日（日）
- 4 受験申込受付期間  
平成19年 9 月 4 日（火）から同年10月1日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先  
福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）  
（管理グループ）